

施が遅れているのか。本当に事業化をする気があるのか疑う。

【答】遅れているが、事業化にむけて取り組んでいる。

コミュニティバス運行のみを考えるのではなく、既存の定期バスや通学バスも含めて、総合的により効果的な運行を協議している。

特に毎日利用する高校生などを基本に、バス路

線を幹線と支線に分け、

幹線は最短コース、その他の地域は支線としてコミュニティバス等を走らせられないかといった具体案で検討している。

ただ、御坊南海バスに実施可能かどうかを検証してもらう必要があり、結果待ちになっているが、早急に結論が出るよう急がせ、うまくいけば来年11月からの試行を考えている。

## 請願・陳情等の審査

### 文教厚生常任委員会

重度心身障害児（者）

医療費補助金事業において対象外の65歳以上新規透析導入患者への同制度の適用に関して県に対して意見書提出を求める要望

要望者

和歌山市手平5・1・15

前田ビル2階

特定非営利活動法人

和歌山腎友会

理事長 竹内 拓

審査した結果「採択」とすることに決定しました。

### 重度心身障害児（者）医療費補助制度において対象除外の65歳以上新規透析導入患者に同制度の適用を求める意見書

重度心身障害児（者）医療費補助制度は、重度心身障害児（者）の人たちがその重度障害の故に安定した所得の確保が困難であるとの観点から、安心して受療できるようにとの趣旨で、昭和50年度から和歌山県と市町村が実施している制度である。

ところが、若年のうちに重度心身障害者となった人との生活基盤の状況等に違いがあること及び老人保健法等に基づく他の医療費制度により一定の助成があることを勘案して県要綱が改正され、平成18年8月から65歳以上で新たに重度心身障害者となった人が、本補助制度の対象から除外されることとなった。

しかしながら、自立支援医療などの各医療費制度が改編される中であって、長期にわたり継続的に加療を要する人工透析患者の将来にわたる医療費負担への不安は否めず、これらの障害者にとって、安心して受療できる体制を維持する必要があると考える。

地方分権が進められる中、厳しい財政状況にある市町村にとって、これを単独で実施することは、極めて困難な状況にある。

よって、下記の措置を講じられるよう要望する。

記

重度心身障害児（者）医療費補助制度において対象除外の65歳以上新規人工透析導入患者について、同制度を適用すること。

（提出先）和歌山県知事